平成31年3月30日

毎週月.水.金曜日発

富山県報

号 外

目

次

条 例

○富山県税条例等の一部を改正する条例

1 13

○過疎地域等における県税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例

富山県税条例等の一部を改正する条例を公布する。

平成31年3月30日

富山県知事 石 井 隆 一

富山県条例第28号

富山県税条例等の一部を改正する条例

(富山県税条例の一部改正)

第1条 富山県税条例(昭和29年富山県条例第16号)の一部を次のように改正する。

第37条の2各号列記以外の部分中「第1号に掲げる寄附金を支出し、当該寄附金」を「法第37条の2第2項に規定する特例控除対象寄附金を支出し、当該特例控除対象寄附金」に、「にあつては」を「には」に、「法第37条の2第2項」を「同条第11項」に、「その者」を「当該納税義務者」に改める。

第 123条第 3 項中「富山県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例(平成15年富山県条例第54号)第 3 条第 1 項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して」を「地方税関係手続用電子情報処理組織(法第 762条第 1 号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織をいう。第 144条において同じ。)を使用し、かつ、地方税共同機構を経由して」に、「場合には」を「ときは」に改める。

第 144条中「富山県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例第

3条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して」を「地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、地方税共同機構を経由して」に、「場合には」を「ときは」に改める。

附則第3条の2第1項中「平成43年度」を「平成45年度」に改め、同条第2項を削り、同条第3項中「第1項の」を「前項の」に改め、同項を同条第2項とし、同条第4項中「第41条第3項第2号」を「第41条第5項」に改め、「特定取得」の次に「又は同条第14項に規定する特別特定取得」を加え、同項を同条第3項とする。

附則第5条中「第37条の2第1号に掲げる寄附金」を「第37条の2に規定する 特例控除対象寄附金」に、「においては」を「には」に改める。

附則第6条の3第1項中「平成31年3月31日」を「平成31年9月30日」に改め、同条第2項各号列記以外の部分中「(第 118条第1項の」を「(第 118条第2項に規定する」に、「平成31年3月31日」を「平成31年9月30日」に改め、同項第4号ア(ア) a 中「及び次条」を「、次条及び附則第6条の3の4」に改め、同項第5号中「。次条」の次に「及び附則第6条の3の4第2項第4号」を加え、同号ア(ア)及び(イ)中「及び次条」を「、次条及び附則第6条の3の4第2項第4号」に改め、同項第6号中「。次条」の次に「及び附則第6条の3の4第4項第5号」を加え、同号ウ(ア) a 中「平成28年10月1日」の次に「(車両総重量が3.5トンを超え7.5トン以下のものにあつては、平成30年10月1日)」を、「次条」の次に「及び附則第6条の3の4第4項第5号」を加え、同号ウ(ア) b 中「及び次条」を「、次条及び附則第6条の3の4第4項第5号」に改める。

附則第6条の3の2第2項各号列記以外の部分中「次に掲げる自動車」を「ガソリン自動車(車両総重量が2.5トン以下のバス又はトラックであつて、次の各号のいずれにも該当するもので省令附則第4条の5第1項に規定するものに限る。)」に、「第13項まで」を「第12項まで」に、「平成31年3月31日」を「平成31年9月30日」に改め、同項各号を次のように改める。

(1) 次のいずれかに該当すること。

ア 平成30年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が 平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超え ないこと。

- イ 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が 平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超え ないこと。
- (2) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に 100分の 120 を乗じて得た数値以上であること。

附則第6条の3の2第3項各号列記以外の部分中「第13項まで」を「第12項まで」に、「平成31年3月31日」を「平成31年9月30日」に改め、同項第1号ア中「附則第4条の5第4項」を「附則第4条の5第2項」に改め、同号イ中「附則第4条の5第5項」を「附則第4条の5第3項」に改め、同項第2号ア中「附則第4条の5第6項」を「附則第4条の5第4項」に改め、同号イ中「附則第4条の5第7項」を「附則第4条の5第5項」に、同号ウ中「附則第4条の5第8項」を「附則第4条の5第6項」に改め、同条第4項各号列記以外の部分中「次に掲げる自動車」を「ガソリン自動車(車両総重量が2.5トン以下のバス又はトラックであつて、次の各号のいずれにも該当するもので省令附則第4条の5第7項に規定するものに限る。)」に、「第13項まで」を「第12項まで」に、「平成31年3月31日」を「平成31年9月30日」に改め、同項各号を次のように改める。

- (1) 次のいずれかに該当すること。
 - ア 平成30年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が 平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超え ないこと。
 - イ 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が 平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超え ないこと。
- (2) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に 100分の 115 を乗じて得た数値以上であること。

附則第6条の3の2第5項各号列記以外の部分中「第13項まで」を「第12項まで」に、「平成31年3月31日」を「平成31年9月30日」に改め、同項第1号中イをウとし、アをイとし、同号にアとして次のように加える。

- ア 乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので省令附則第4条の5第8 項に規定するもの
 - (ア) 次のいずれかに該当すること。
 - a 平成30年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出 量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の 1を超えないこと。
 - b 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出 量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の 1を超えないこと。
 - (イ) エネルギー消費効率が平成32年度基準エネルギー消費効率に 100分の 120を乗じて得た数値以上であること。

附則第6条の3の2第5項第2号ア中「附則第4条の5第14項」を「附則第4条の5第12項」に改め、同号イ中「附則第4条の5第15項」を「附則第4条の5第13項」に改め、同号ウ中「附則第4条の5第16項」を「附則第4条の5第14項」に改め、同号を同項第3号とし、同項第1号の次に次の1号を加える。

- (2) 石油ガス自動車のうち、次のいずれにも該当する乗用車で省令附則第4条の5第11項に規定するもの
 - ア次のいずれかに該当すること。
 - (ア) 平成30年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。
 - (イ) 平成17年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量 が平成17年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を 超えないこと。
 - イ エネルギー消費効率が平成32年度基準エネルギー消費効率に 100分の 120を乗じて得た数値以上であること。

附則第6条の3の2第6項各号列記以外の部分中「次に掲げる自動車」を「ガソリン自動車(車両総重量が2.5トン以下のバス又はトラックであつて、次の各号のいずれにも該当するもので省令附則第4条の5第15項に規定するものに限る

- 。)」に、「第13項まで」を「第12項まで」に、「平成31年3月31日」を「平成 31年9月30日 に改め、同項各号を次のように改める。
 - (1) 次のいずれかに該当すること。
 - ア 平成30年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が 平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超え ないこと。
 - イ 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が 平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超え ないこと。
 - (2) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に 100分の 110 を乗じて得た数値以上であること。

附則第6条の3の2第7項各号列記以外の部分中「第13項まで」を「第12項ま で」に、「平成31年3月31日」を「平成31年9月30日」に改め、同項各号を次の ように改める。

- (1) ガソリン自動車のうち、次のいずれにも該当する乗用車で省令附則第4条 の5第16項に規定するもの
 - ア次のいずれかに該当すること。
 - (ア) 平成30年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量 が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を 超えないこと。
 - (イ) 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量 が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を 超えないこと。
 - イ エネルギー消費効率が平成32年度基準エネルギー消費効率に 100分の 110を乗じて得た数値以上であること。
- (2) 石油ガス自動車のうち、次のいずれにも該当する乗用車で省令附則第4条 の5第17項に規定するもの
 - ア次のいずれかに該当すること。
 - (ア) 平成30年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量

が平成30年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を 超えないこと。

- (イ) 平成17年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量 が平成17年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を 超えないこと。
- イ エネルギー消費効率が平成32年度基準エネルギー消費効率に 100分の 110を乗じて得た数値以上であること。

附則第6条の3の2第8項各号列記以外の部分中「第13項まで」を「第12項まで」に、「平成31年3月31日」を「平成31年9月30日」に改め、同項第1号ア中「附則第4条の5第25項」を「附則第4条の5第18項」に改め、同号イ中「附則第4条の5第26項」を「附則第4条の5第19項」に改め、同項第2号中「附則第4条の5第27項」を「附則第4条の5第20項」に改める。

附則第6条の3の4第1項各号列記以外の部分中「平成31年3月31日」を「平成31年9月30日」に改め、同条第2項各号列記以外の部分中「平成31年3月31日」を「平成31年9月30日」に改め、同項中第4号を第5号とし、第3号を削り、第2号を第3号とし、同号の次に次の1号を加える。

- (4) 石油ガス自動車のうち、次のいずれにも該当する乗用車で省令附則第4条 の6第8項に規定するもの
 - ア次のいずれかに該当すること。
 - (ア) 平成30年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。
 - (イ) 平成17年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量 が平成17年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を 超えないこと。
 - イ エネルギー消費効率が平成32年度基準エネルギー消費効率に 100分の 130を乗じて得た数値以上であること。

附則第6条の3の4第2項第1号中「附則第6条の3の2第2項第1号」を 「附則第6条の3の2第2項」に改め、同号を同項第2号とし、同項に第1号と して次の1号を加える。

- (1) ガソリン自動車のうち、次のいずれにも該当する乗用車で省令附則第4条 の6第5項に規定するもの
 - ア次のいずれかに該当すること。
 - (ア) 平成30年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。
 - (イ) 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量 が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を 超えないこと。
 - イ エネルギー消費効率が平成32年度基準エネルギー消費効率に 100分の 130を乗じて得た数値以上であること。

附則第6条の3の4第3項各号列記以外の部分中「平成31年3月31日」を「平成31年9月30日」に改め、同項第1号中「附則第6条の3の2第4項第1号」を「附則第6条の3の2第4項」に改め、同項第2号ア中「附則第4条の6第5項」を「附則第4条の6第6項」に改め、同号イ中「附則第4条の6第6項」を「附則第4条の6第7項」に改め、同項第3号中「附則第6条の3の2第4項第2号」を「附則第6条の3の2第5項第2号」に改め、同項第4号中「附則第6条の3の2第5項第2号」に改め、同項第4号中「附則第6条の3の2第5項第3号ウ」に改め、同条第4項各号列記以外の部分中「平成31年3月31日」を「平成31年9月30日」に改め、同項第1号中「附則第6条の3の2第6項第1号」を「附則第6条の3の2第6項第1号」を「附則第6条の3の2第6項」に改め、同項第4号を次のように改め、同号を同項第5号とする。

- (5) 軽油自動車(電力併用自動車に限る。)のうち、次のいずれにも該当する 車両総重量が 3.5トンを超えるバス又はトラックで省令附則第4条の6第15 項に規定するもの
 - ア次のいずれかに該当すること。
 - (ア) 平成28年軽油重量車基準に適合すること。
 - (イ) 平成21年軽油重量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物及び粒子状物質 の排出量が平成21年軽油重量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質

の値の10分の9を超えないこと。

イ エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率以上であること。

附則第6条の3の4第4項第3号中「附則第6条の3の2第6項第2号」を 「附則第6条の3の2第7項第2号」に改め、同号を同項第4号とし、同項中第 2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 次に掲げるガソリン自動車

ア 車両総重量が 2.5トンを超え 3.5トン以下のバス又はトラックのうち、 次のいずれにも該当するもので省令附則第4条の6第11項に規定するもの (ア) 次のいずれかに該当すること。

- a 平成30年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出 量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の 1を超えないこと。
- b 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出 量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の 1を超えないこと。
- (イ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率以上である こと。
- イ 車両総重量が 2.5トンを超え 3.5トン以下のバス又はトラックのうち、 次のいずれにも該当するもので省令附則第4条の6第12項に規定するもの (ア) 次のいずれかに該当すること。
 - a 平成30年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出 量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の 3を超えないこと。
 - b 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出 量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の 1を超えないこと。
 - (イ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に 100分の 105を乗じて得た数値以上であること。

附則第6条の3の4第5項各号列記以外の部分中「平成31年3月31日」を「平 成31年9月30日 に改め、同項第2号ア中「附則第4条の6第11項」を「附則第 4条の6第16項」に改め、同号イ中「附則第4条の6第12項」を「附則第4条の 6 第17項」に改め、同条第6項各号列記以外の部分中「供する自動車」の次に 「又は同法第3条第1号ロに規定する一般貸切旅客自動車運送事業を経営する者 がその事業の用に供する自動車」を加え、「平成31年3月31日」を「平成31年9 月30日 | に改め、同条第7項各号列記以外の部分及び第8項各号列記以外の部分 中「平成31年3月31日」を「平成31年9月30日」に改め、同条第9項各号列記以 外の部分中「第12項まで」を「第11項まで」に、「平成31年3月31日(第4号に 掲げるトラックにあつては、平成30年10月31日)」を「平成31年9月30日」に改 め、同項第1号及び第2号中「第12項まで」を「第11項まで」に改め、同項第3 号中「以下この項から第13項まで」を「次項から第12項まで」に改め、同項第4 号を削り、同条第10項中「平成31年3月31日」を「平成31年9月30日」に改め、 同条第11項を削り、同条第12項各号列記以外の部分中「附則第4条の6の2第16 項」を「附則第4条の6の2第15項」に、「平成31年3月31日(第4号に掲げる トラックにあつては、平成30年10月31日) | を「平成31年9月30日 | に改め、同 項第4号を削り、同項を同条第11項とし、同条第13項中「及び」を「又は」に改 め、「3.5トンを超え」の次に「8トン以下のトラック若しくは車両総重量が20 トンを超え」を加え、「附則第4条の6の2第17項」を「附則第4条の6の2第 16項」に、「平成31年3月31日(車両総重量が8トンを超え20トン以下のトラッ クにあつては、平成30年10月31日) | を「平成31年9月30日 | に改め、同項を同 条第12項とし、同条第14項中「附則第4条の6の2第18項」を「附則第4条の6 の2第17項」に改め、同項を同条第13項とする。

附則第6条の7第1項各号列記以外の部分中「以下この条」を「次項第2号」 に、「当該各号に定める年度以後の年度分」を「平成31年度分」に改め、同項第 1号中「もの 新車新規登録を受けた日から起算して14年を経過した日の属する 年度」を「もの」に改め、同項第2号中「もの 新車新規登録を受けた日から起 算して12年を経過した日の属する年度」を「もの」に改め、同条第2項を削り、 同条第3項第2号中「排出ガス保安基準で省令附則第5条の2第9項」を「自動 車排出ガスに係る保安ト又は公害防止その他の環境保全トの技術基準(以下この 項において「排出ガス保安基準」という。)で省令附則第5条の2第1項」に、 「平成21年天然ガス車基準」を「同法第41条の規定により平成21年10月1日(同 法第40条第3号に規定する車両総重量が3.5トンを超え12トン以下のものにあつ ては、平成22年10月1日)以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス 保安基準で省令附則第5条の2第2項に規定するもの(以下この号において「平 成21年天然ガス車基準」という。) | に、「附則第5条の2第10項」を「附則第 5条の2第3項 に改め、同項第3号中「充電機能付電力併用自動車」の次に 「(電力併用自動車のうち、動力源として用いる電気を外部から充電する機能を 備えているもので省令附則第5条の2第4項に規定するものをいう。)」に改め、 同項第4号中「平成32年度基準エネルギー消費効率」を「エネルギーの使用の合 理化等に関する法律第 145条第1項の規定により定められるエネルギー消費機器 等製造事業者等の判断の基準となるべき事項を勘案して省令附則第5条の2第5 項に規定するエネルギー消費効率であつて平成32年度以降の各年度において適用 されるべきものとして定められたもの(第6号において「平成32年度基準エネル ギー消費効率」という。) | に、「附則第5条の2第11項」を「附則第5条の2 第6項|に、「附則第5条の2第12項|を「附則第5条の2第7項|に、「平成 17年窒素酸化物排出許容限度」を「同法第41条の規定により平成17年10月1日以 降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準に定める窒素酸化物 の値で省令附則第5条の2第8項に規定するもの(第6号において「平成17年窒 素酸化物排出許容限度」という。)」に、「附則第5条の2第13項」を「附則第 5条の2第9項」に改め、同項第5号中「乗用車」の次に「(第3号に掲げる自 動車に該当するものを除く。)」を加え、「附則第5条の2第14項」を「附則第 5条の2第10項」に、「平成21年軽油軽中量車基準」を「同法第41条の規定によ り平成21年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基 準で省令附則第5条の2第11項に規定するもの」に改め、同項を同条第2項とし、 同条第4項を削る。

附則第6条の7の2第1項中「及び第3項」を削る。

附則第9条第1項中「平成31年3月31日」を「平成36年3月31日」に、「にお

いては」を「には」に改め、同条第2項中「平成31年3月31日」を「平成36年3 月31日」に改める。

附則第9条の2第1項中「平成31年3月31日」を「平成36年3月31日」に、 「にあつては」を「には」に改める。

附則第16条第2項中「第6項まで」を「第9項まで」に改める。

(富山県税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 富山県税条例等の一部を改正する条例(平成29年富山県条例第12号)の一 部を次のように改める。

第1条のうち、富山県税条例第 137条の改正規定中「第80条第1号イ」を「第 147条第1号イ」に、「第78条第1項」を「第 145条第1項」に改める。

第1条のうち、富山県税条例第 138条第1項第3号中「道路交通法」の次に 「(昭和35年法律第 105号)」を加え、同項第4号中「第 146条第1項」を「第 148条第1項 に改め、同条第2項各号列記以外の部分中「医療法」の次に 「(昭和23年法律第 205号)」を加え、同条の次に次の9条を加える改正規定の うち第 138条の7第3項中「富山県行政手続等における情報通信の技術の利用に 関する条例(平成15年富山県条例第54号)第3条第1項の規定により同項に規定 する電子情報処理組織を使用して」を「地方税関係手続用電子情報処理組織(法 第 762条第1号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織をいう。第 144条 において同じ。)を使用し、かつ、地方税共同機構を経由して」に改める。

第2条のうち、富山県税条例附則第6条の7第1項各号列記以外の部分の改正 規定中「以下この条」を「次項第2号」に改め、「一般乗合用バス」に」の次に 「、「平成31年度分」を「当該各号に定める年度以後の年度分」に」を加え、同 項第1号の改正規定中「初回新規登録」に」の次に「、「もの」を「もの 初回 新規登録を受けた日から起算して14年を経過した日の属する年度」に」を加え、 同項第2号の改正規定中「初回新規登録」に」の次に「、「もの」を「もの」初 回新規登録を受けた日から起算して12年を経過した日の属する年度」に」を加え、 同条第2項及び第3項を削る改正規定中「及び第3項」を削る。

附則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成31年4月1日から施行する。ただし、第1条中富山県税 条例第37条の2及び附則第5条の改正規定並びに次条第2項及び第3項の規定は、 平成31年6月1日から施行する。

(県民税に関する経過措置)

- 第2条 第1条の規定による改正後の富山県税条例(以下「新条例」という。)附 則第3条の2の規定は、平成31年度以後の年度分の個人の県民税について適用し、 平成30年度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。
- 2 新条例第37条の2及び附則第5条の規定は、平成32年度以後の年度分の個人の 県民税について適用し、平成31年度分までの個人の県民税については、なお従前 の例による。
- 3 新条例第37条の2及び附則第5条の規定の適用については、平成32年度分の個人の県民税に限り、新条例第37条の2各号列記以外の部分中「を支出し、当該特例控除対象寄附金」とあるのは「又は第1号に掲げる寄附金(平成31年6月1日前に支出したものに限る。)を支出し、これらの寄附金」と、新条例附則第5条中「特例控除対象寄附金」とあるのは「特例控除対象寄附金又は同条第1号に掲げる寄附金(平成31年6月1日前に支出したものに限る。)」と、「送付」とあるのは「送付又は地方税法等の一部を改正する法律(平成31年法律第2号)附則第2条第7項の規定によりなお従前の例によることとされる同法第1条の規定による改正前の地方税法附則第7条第5項の規定による同条第1項に規定する申告特例通知書の送付」と読み替えるものとする。

(自動車取得税に関する経過措置)

第3条 新条例第 123条、附則第6条の3、附則第6条の3の2及び附則第6条の3の4の規定は、この条例の施行の日以後の自動車の取得に対して課すべき自動車取得税について適用し、この条例の施行の日前の自動車の取得に対して課する自動車取得税については、なお従前の例による。

(自動車税に関する経過措置)

第4条 新条例第 144条、附則第6条の7及び附則第6条の7の2の規定は、平成 31年度分の自動車税について適用し、平成30年度分までの自動車税については、 なお従前の例による。

(税 務 課)

過疎地域等における県税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

平成31年3月30日

富山県知事 石 井 隆 一

富山県条例第29号

過疎地域等における県税の特別措置に関する条例の一部を改正する条 例

過疎地域等における県税の特別措置に関する条例(昭和39年富山県条例第75号) の一部を次のように改正する。

第2条第1項各号列記以外の部分及び第4条第1項各号列記以外の部分中「平成 31年3月31日」を「平成33年3月31日」に改める。

第4条の2第3項中「第10条第8項第5号」を「第10条第7項第6号」に、「第42条の4第8項第6号」を「第42条の4第8項第7号」に、「第68条の9第8項第5号」を「第68条の9第8項第6号」に改める。

附則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

(税 務 課)

平成31年3月30日印刷発行

発 行 富